

特定農業用管水路等特別対策事業	事業主体	県	所管課班 農村整備課 防災対策班
		市町村等	

事業の趣旨

石綿を含有する製品は、価格が安く、施工性がよかったことから、昭和30年～50年にかけて農業用水路や機场上屋の内壁材等において採用されている状況にあるが、平成17年7月に「石綿障害予防規則」が施行され、石綿含有製品から石綿を含有しない製品に代替えするよう努めることが事業者の責務として明記された。

このような中、老朽化等に伴い石綿を含有する製品の破壊等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されることから、石綿を含有する製品について、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るものである。

事業内容

(1) 特別対策事業

石綿を含有する製品の実態調査を踏まえた更新整備のマスタープラン等に即して行う石綿を含有する製品の更新

採択要件

(1) 特別対策事業

石綿を含有する建材を使用した建築物あるいは石綿セメント管等を一定割合以上含んでいる地域であって、以下の受益面積を満たすもの

県 営：おおむね20ha以上

団体営：おおむね10ha以上

事業主体

(1) 特別対策事業：県，市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考		
		県 営	特別対策事業（県営造成施設）	50	35		10	5
負担割合	区 分	国	県	その他		備 考		
		団体営	特別対策事業（国営造成施設）	50	21		29	吹付け材の除去復旧に限る
		特別対策事業	50	1	49			